

協働環境委員会会議録

令和5年12月13日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 10:39

【 案 件 】

1. 議案第60号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第62号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第74号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)
4. 議案第88号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
5. 請願第3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願

【 報告事項 】

1. 第2次飯塚市健康づくり計画及び第2次飯塚市自殺対策計画の策定について
2. 工事請負契約について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第60号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第60号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の151ページをお願いします。第1条において、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7327万6千円を増額しまして、総額を歳入歳出それぞれ137億5507万8千円としようとするものです。今回の補正は、本年度上期の実績などを基に、決算見込額を精査しまして、増額となっています。インフルエンザ等の感染症の夏の流行等により医療費が大幅な増になっております。これが予算総額の増額の主な要因として挙げられます。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出予算の主なものについてご説明いたします。160ページから歳出予算になっています。162ページをお願いします。2款、1項、1目一般被保険者療養給付費につきましては、今年度前半の実績を基に精査したことから、3億9700万4千円の増額の見込みとなっています。

2款、2項、1目一般被保険者高額療養費につきましては、今年度前半の実績を基に精査したことから、6530万4千円の増額の見込みとなっています。

164ページをお願いします。6款、1項、2目償還金につきましては、令和4年度の県負担金等の超過交付分を返還するもので、特定健診県負担金返還金等1404万5千円を計上しています。

次に、歳入予算の主なものについてご説明いたします。156ページをお願いします。1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から3月までの調定額を推計しまして、1億8777万7千円減の18億7137万3千円を計上しております。この減額の要因は、被保険者数の減少が主な要因と見込んでおります。

2款、1項、1目保険給付費等交付金につきましては、歳出で説明しました医療費の増により、増分は全て普通交付金の対象となることから増額するものです。

157ページをお願いします。4款、1項一般会計繰入金につきましては、税が減ることにより、保険基盤安定事業繰入金が減になることや、職員給与費等分が増額の見込みである影響などにより、総額で3353万5千円を減額しております。

158ページをお願いします。4款、2項基金繰入金につきましては、財源不足を補うため8892万5千円を増額し、1億1929万6千円とするものです。

5款、繰越金につきましては、令和4年度の繰越金1525万3千円を計上しております。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第60号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第62号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の203ページをお願いします。第1条において、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ4748万4千円を増額しまして、総額を歳入歳出それぞれ21億8734万9千円としようとするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。208ページをお願いします。2款広域連合納付金につきましては、4月及び5月に収納した保険料など5325万5千円を繰り越して納付するため、5321万2千円増の21億4512万6千円を計上しています。

206ページをお願いします。次に、歳入予算についてご説明いたします。3款繰越金につきましては、令和4年度の出納閉鎖期間、令和5年4月及び5月収納分の保険料5337万8千円を計上しています。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第62号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第74号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第74号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)」について、補足説明をいたします。

議案書の33ページをお願いします。本案につきましては、筑穂庁舎の有効利活用の一環といたしまして、庁舎の一部を地域の交流拠点として活用する目的で、平成26年4月1日に設

置しました飯塚市筑穂ふれあい交流センターの一部、37.88平方メートルをふれあい広場事業、コミュニティカフェ、厨房として使用するため、筑穂地区まちづくり協議会に対して、無償貸付けを行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

今回、令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間の無償貸付期間が満了するため、その継続として、無償貸付期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

この無償貸付けに関しては、ちょっと質問は外れるんだけど、貸付けはいいんだけど、収支を取った場合、ここの経営自体は筑穂地区まちづくり協議会がやっているんでしょう。これは一応今のところでは任意団体ですよ。事業をなさっていますよね。そうしたら収支が出ますよね。利益が出る場合も赤字になるときもあるだろうけど、その収入が仮にあった場合は、まち協に入っているんですか。どういう精算をなさっているか、分かりますか。無償で本市が貸すのは構わないけども、その点が分かりましたら教えてください。

○まちづくり推進課長

現在、収入のほう赤字ということで入っておりませんが、まちづくり協議会のほうに入るような形になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第74号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第88号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、産前産後期間にある被保険者の国民健康保険税の減額について規定するほか、関係規定を整備するものです。

このような減額の条例改正は初めてになりますので、飯塚市国民健康保険税条例第24条で保険税の減額について規定しておりますが、第3項を新たに規定し、届出に関しては第25条の3を新たに規定しております。

減額の対象となるのは、出産予定月の1月前から、出産後2か月までの4か月分となります。もし、双子以上の多胎の方については出産予定月の3か月前から適用となります。この期間の所得割額、均等割額が免除されることとなります。

今回の改正による影響額は、令和4年度に実際に出産された世帯77世帯で試算しますと、約120万円の減額の試算となります。

令和6年1月1日施行で、令和5年度の国保税から適用となります。

制度開始は、令和6年1月ですが、それより前の出産であっても免除期間が令和6年1月以降にかかる場合は、免除対象となります。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと具体的な内容で聞きますね。生まれる1か月前、生まれたあと2か月、計4か月が免除できるということですが、実際に生まれてはつきり誕生日が決まりますよね、その前後1か月、後ろが2か月という計算で、後で控除をするという、決定して控除ということですか。

○医療保険課長

この制度につきましては、妊娠が分かった時点で出産予定日が分かると思いますので、遡って、まだ生まれる前から申請することができます。対象となるのが妊娠後85日を経過した以降になりますので、85日を経過した以降であればいつでも申請することができます。出産予定月が変わりましても、そこの変更はいたしません。4か月分は変わりませんので、どこになってもですね。年度をまたぐ場合とかは、年度ごとの計算になるのでもっと変わりますが、そういうふうな形になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願」を議題といたします。

前回の委員会で調査すると答弁がございました「古賀市及び春日市の無償化検討時の試算方法」について、調査を行ったとのことですので、執行部の説明を求めます。

○医療保険課長

古賀市と春日市の状況について調査いたしましたので、報告させていただきます。

まず古賀市ですが、令和3年度の決算をベースに対象者数を見込み、必要医療費を算定したということです。市の負担は約8千万円増、無償化に伴う波及増については見込みが難しく、反映はしていないとのことでした。

次に春日市ですが、令和4年度の決算をベースに中学生にかかっている医療費を高校生分と同じとみなし試算しているとのことです。財政負担は1億7400万円の増。無償化拡大による波及増は少ないと考え、特に考慮していないということでした。

それから無償化にした場合にどれほど波及するのかということについて、前回の委員会後に調べますと、過去の国の資料が見つかりまして、少し古くて平成28年2月の資料ですけど、外来の自己負担額の無料の対象年齢を拡大する場合の医療費の伸びですが、1%から3%の間で伸びるとの試算がありました。本市の場合でこれを当てはめると、令和4年度決算ですけど、子ども医療費が約3億5800万円でしたので、1%だと358万円、3%だと1074万円の波及増があるものと試算しております。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○鯉川委員

前回の委員会の際に、子ども医療費を無償化することで、1億3千万円の財源が増加するというふうにお聞きしておりましたが、そのほかに何か市が不利益を被るようなことがありますでしょうか。

○医療保険課長

単独事業になりますので、国保の地方単独事業の実施に伴う国保の国庫負担減額、いわゆる地単カットと呼んでおりますけど、こちらのほうが増えることが考えられます。

○鯉川委員

地方単独事業実施に伴う国保の国庫負担減額が増えるということだと思いますけれども、それにより、国保加入者の国保税率の影響というのは、どんなふうになりますでしょうか。

○医療保険課長

この減額分につきましては、一般会計から国保会計繰入れをしておりますので、国保加入者への影響はないと考えております。

○鯉川委員

足りなくなった分を飯塚市の一般財源から繰入れをするということですね。そういった子ども医療は県の補助対象だと思いますけれども、本市の現行制度における歳入歳出はどのようになっていますでしょうか。

○医療保険課長

令和4年度決算でお答えしますと、子ども医療費の歳出3億5834万5千円に対し、県からの子ども医療費補助金の歳入が1億5063万9千円で、差引き2億770万6千円が単費、一般財源となっております。今回の請願どおり実施しますと、全て単費となりますので、令和4年度で試算しますと、総額で単費の額が3億3770万6千円必要となるということになります。

○鯉川委員

県の補助対象が増えてくれば、今言われました単費の総額約3億4千万円も減ってくるという理解でよろしいのでしょうか。

○医療保険課長

そのとおりでございます。

○鯉川委員

現在、国におきまして、地単カットの減額調整を廃止するような動きについてのお聞きしておりますけども、現状はどのような状態にあるのか、分かる範囲でお答えいただけますでしょうか。

○医療保険課長

全国市長会におきましても減額調整の早期廃止を求め、国に要請を行っておりますが、国において議論がなされており、結論はまだ出ておりませんので、動向を注視しているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

ちょっと不勉強だったら申し訳ありません。無償化で1億3千万円というお話がございましたけども、こちらというのは、現状においても子ども医療費について一定の予算を使っていると理解しておりますと、この1億3千万円というのは、現状のご支援から子ども医療費を無償化することによって、プラス1億3千万円ってことだったのでしょうか。それとも6千万円、

7千万円とか、別の数字もちらっと耳に挟んだことがあって、この点をちょっと確認させてください。

○医療保険課長

1億3千万円というのは、今、実際に子どもさんが病院にかかられて自己負担分があります、1200円とかですね。それを市のほうで積み上げて、1年間でその分を、要は市が肩代わりする、自己負担分を市が持つという形で、自己負担分の総額が1億3千万円になります。

○藤間委員

この1億3千万円のうち、現状でもう飯塚市が一定負担してる部分ってございますでしょうか。

○医療保険課長

先ほどの県の補助金の対象にもなっておりますので、子ども医療費の歳出が約3億5千万円ありますけれど、県の補助金が1億5千万円ありますので、約2億円、現在でも単費を出しているということになります。

○藤間委員

ちょっと理解が遅くて申し訳ありません。そうすると、子ども医療費無償化っていうのを新たに決定したとすると、現状にかかっているお金に加えて追加にかかるお金、これが1億3千万円になりますでしょうか。はい。失礼いたしました。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願」を採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

全会一致。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第2次飯塚市健康づくり計画及び第2次飯塚市自殺対策計画の策定について」、報告を求めます。

○健幸保健課長

今年度3月末の策定を予定しています第2次飯塚市健康づくり計画及び第2次飯塚市自殺対策計画につきまして、素案がまとまりましたので、今回はその内容についてご説明をさせていただきます。

資料は健康づくり計画の概要版と計画(案)、自殺対策計画の概要版と計画(案)でございます。説明は概要版を用いて進めさせていただきます。

まずは、資料1の第2次飯塚市健康づくり計画(案)の概要版をお願いします。まず初めに本計画の概要ですが、健康増進法第8条第2項に基づく法定計画であり、健康づくりを総合的に実施するために、第2次健康増進計画、第4次食育推進計画、第2次がん対策推進計画、第2次母子保健計画の4計画を取りまとめて策定いたします。母子保健計画については、福祉部子育て支援課の所管計画であります。

本計画の策定に当たりましては、飯塚市健康づくり・食育推進協議会にて審議いただきまして、目標の設定や毎年度の評価などを実施することとしております。

次に、本計画策定の必要性について、当該計画の策定は法的には努力義務となっております。第1次飯塚市健康づくり計画の計画期間が令和5年度で終了することから、令和6年度以降の本市の健康づくり事業に関する方針を定めるものでございます。

次に、飯塚市健康づくり・食育推進協議会における協議等につきましては、これまでに2回の会議を開催し、計画素案の策定を行っております。

続いて、前期計画の評価・課題については、代表的な課題を紹介しております。生活習慣病のがん・循環器病・糖尿病の値の改善が少なかったことから、値を改善しリスクを低下させる取組が必要であること、1日2回以上の食事割合が減少していることから、健康的な食生活の推進が必要なことなどを挙げております。

また、市民アンケートを実施しております。概要版に記載しておりますとおり、18歳以上の一般市民3千人、小中高生、乳幼児保護者、保育所園児保護者2千人に対し、アンケートを実施しております。学校などの回答は84.3%から98.0%と高く、一般市民ではインターネットでの回答も併せて実施しましたが28.1%、乳幼児保護者では40.5%と低い回答となっております。

計画書（案）の主な記載内容につきましては、前期計画の課題や市民アンケートの結果を受け作成しております。第1章から第8章までの構成となっております。

第3章では、基本理念や基本目標等を記載しており、以降、前期計画と比較できるよう比較表にして記載しております。基本理念は前計画と同様ですが、基本目標は前計画の5つを整理し直しまして、基本目標を「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」、基本方向を「個人の行動と健康状態の改善」から「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の3点とし、4計画の中心となる計画であります第4章健康増進計画に基本方向について記載しております。

第5章食育推進計画では、郷土料理を知らない、食品の安全性の関心が低いとのアンケート結果により、食文化の継承、食品の安全性等の情報提供を追加しております。

第6章がん対策推進計画では、対策を2項目に整理し直し、2項目には患者支援を新たに加えております。

第7章母子保健計画では、前期計画において、学童期・思春期に関しては切れ目のない支援において取り組んでおりますが、具体的な記載をしていなかったため、新たに項目を設けております。

最後に、今後のスケジュールについてです。1月にパブリックコメントを実施し、2月の飯塚市健康づくり・食育推進協議会においてご審議いただいた後に、決定したいと考えております。

参考としまして、最後のページに前期計画との体系図の比較図を掲載しています。

続きまして、第2次飯塚市自殺対策計画（案）について、ご説明いたします。資料3の第2次飯塚市自殺対策計画（案）の概要版をお願いします。

まず、初めに本計画の概要ですが、自殺対策基本法第13条の2に基づく法定計画であり、国の自殺対策大綱、県の福岡県自殺対策計画に対応し、飯塚市健康づくり計画と整合性を取ることとしております。本計画の策定に当たりましては、飯塚市健康づくり・食育推進協議会にて審議いただきまして、定量的な目標の設定や毎年度の評価などを実施することとしております。

次に、本計画策定の必要性について、当該計画の策定は法的には努力義務となっております。第1次自殺対策計画の計画期間が令和5年度で終了することから、令和6年度以降の本市の方針等を定め、事業を実施・推進いたします。

次に、飯塚市健康づくり・食育推進協議会におけるこれまでの協議等につきましては、健康づくり計画と同様でございます。

続いて、前期計画の評価・課題については、自殺対策への理解促進と普及啓発から、生きる

ことの阻害要因を減らし、促進要因を増やすための取組の推進の3点を挙げています。代表的な課題としまして、地域におけるネットワークは今後も継続して強化していくことが必要であること。生きることの促進要因への支援では、個人や家庭を取り巻く環境はますます多様化・複雑化していくことが予想されるため、引き続き居場所づくりや相談体制等を充実させていくことが必要なこと。その他に、自殺対策を支える人材の育成及び市民への啓発と周知では、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった講座、講演会、イベントがあり、今後は人材の育成、自殺予防の周知に力を入れていくことが必要としております。また、市民アンケートにつきましては、健康づくり計画で説明しましたとおりであります。

計画書につきましては、前期計画の課題や市民アンケートの結果を受けて作成しております。第1章から第6章までの構成となっております。

第1章計画策定・見直しの趣旨の「5. 計画の数値目標」において、国の数値目標に準じて、平成27年の自殺死亡率20.58を基準として30%減少を目指し、令和8年までに14.4以下とする目標値としています。自殺死亡率は人口10万人当たりの数値となります。

第2章の飯塚市における自殺の現状と課題では、飯塚市の自殺関連に係る統計による現状、一般市民アンケートを実施した結果としまして、本市の自殺死亡率は、県・国を上回っていること、自殺は男性が女性より多いこと、自殺の原因・動機として、健康問題や経済・生活問題が多いことなどが分かりました。

第4章では、基本理念、基本指針、基本施策、重点施策、施策の体系を紹介してございまして、前期計画との比較表としております。基本指針における自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮については、自殺対策基本法第9条に記載がありますことから、これを踏まえ追加してございまして。

第5章では、第4章の具体的な取組を紹介してございまして。重点施策における無職者・失業者対策については、社会的に孤立しやすい傾向にあり、支援を推進することが必要なため追加してございまして。

最後に今後のスケジュールについては健康づくり計画と同様のスケジュールであります。

参考としまして、最後のページに前期計画との体系図の比較図を掲載してございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○藤間委員

第2次飯塚市健康づくり計画について、私から2点ご質問申し上げます。1点目としては、飯塚市健康づくり計画をざっと全部読ませていただいた中で、やはり食と運動、高齢者、子ども、この辺りがかなり充実して、期待されていらっしゃるものの、睡眠の部分について、調査研究と周知が若干薄いかなと思ってございまして、最近睡眠については、食よりも重要なんじゃないかという研究もありまして、例えば、最近、健康でいうと、ほとんどの方が私を含めて食べ過ぎていうそういう先進国独自の病ではありますけれども、睡眠時間が減ると食欲が旺盛になる脳ホルモンが出るとかで、実は最近言われていた食と運動に加えて睡眠が土台にあるんじゃないかという話がございまして、こういった点について、今お考えですとか、今後、調査研究とかがあって考えていらっしゃるのでしょうか。これを1つ目の質問とさせていただきます。

○健幸保健課長

以前よりも健康について、睡眠の重要度が増しているという各種調査なり研究が進められております。睡眠に関しましては、新たな健康づくり計画の中にも記載してございまして、健康づくり計画の第4章健康増進計画の施策の中で、3番目に休養・睡眠という項目を設けてございまして、この重要性というのを進めていきたいというふうに取り組むように考えております。

○藤間委員

最後、もう1点ご質問させていただきます。健康づくり計画において、まず全体的な印象として、若者に対するリソースの割き方が少し薄いかなと思っておりまして、もちろん福祉の一般的な役割としては子どもとか高齢者がメインになってくるんじゃないかなとも思っておりますが、ちょっと具体的に申し上げますと、例えば、新体育館の運動施設、スポーツジム、こちらは若い方がたくさん使っていただいて、皆さん、生き生きと運動されていらっしゃると思います。税金を使って何か物を造ったり、サービスをするっていうのを考えたときに、あんまり若い方が多く使うような公共施設とか、若い方で満員になるような施設っていうのが、このジムの除いてなかなかないんじゃないかなと思っておりまして、そういった観点から、健康づくりという観点から、若い人に対するこのジム、今手狭になっていらっしゃるんですけども、これを拡張されたりですとか、また別の所に造ったりですとか、この辺りのお考えとかはあつたりしますでしょうか。

○健幸保健課長

健幸保健課のほうで所管しておりますジム、トレーニングルームの類いとしましては、本町のほうにあります健幸プラザがございます。その他、委員のご発言のとおりスポーツ施設、飯塚市内にはスポーツの分野のほう、それからあと福祉の分野のほう、それぞれでトレーニング室を設けておりまして、現在のところ、そこの各施設を拡充するという計画はございません。

○藤間委員

最後に仮に要望といいますか、交流センターは広々と施設があつて、高齢者の方が広々使っているのを見て、一方で新体育館のジムは若い方が順番待ちできゅうきゅうと使っているのを見ると、日本の縮図を見るみたいで悲しくなってきましたので、こういった点に関しても、ぜひ今後何年間かかけていろんな検討する中で、ご拡充のほうお願いできればと思っております。ご意見になってしまって恐縮です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料により、ご報告いたします。

今回、ご報告いたします工事は、グラウンドゴルフ場整備植栽(その1)工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、専門工事造園の市内業者として登録されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に入札の結果について、ご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。本件につきましては、2社による入札を執行いたしました。その結果、落札額6389万5700円、落札率91.87%で、有限会社北野造園建設が落札しております。

以上でご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。